

## 人ならびに動物研究に関する倫理規定に関して

(社) 全日本鍼灸学会 学術部

(社) 全日本鍼灸学会では、人（患者を含む）や動物を用いて行った研究・調査を本学会学術大会に発表する際、以下に示す倫理規定を守っていることを条件としています。演題登録に際しては、各自倫理規定が守られているかを確認した上で登録してください。

### A. 人（患者を含む）を対象とした研究について

人（患者を含む）を用いて研究・調査を行った結果を本学会で発表する場合には、ヘルシンキ宣言に定める倫理規定を守っている研究・調査のみとします。よって、発表に際してはヘルシンキ宣言を熟読し、倫理的に問題がないもののみを登録してください。

#### ヘルシンキ宣言の概要

1. 被験者（患者）の人権・健康を最優先する
2. 被験者（患者）の自由意志に基づく研究である（参加・離脱の自由を認める）
3. 適切なインフォームドコンセントが行われている
4. プライバシーを保護している
5. 常識の範囲内での医学的研究である

ここに紹介されているヘルシンキ宣言の内容は一部を簡単にまとめたものです。研究の計画に際しては、ヘルシンキ宣言を熟読し、研究を行ってください、  
なお、ヘルシンキ宣言の詳細に関しては日本医師会のホームページを参照してください。

[http://www.med.or.jp/wma/helsinki08\\_j.html](http://www.med.or.jp/wma/helsinki08_j.html)

\* 日常臨床（一般の鍼灸臨床）からの症例報告や症例集積に関しては、ヘルシンキ宣言の内容をすべて遵守する必要はありませんが、「発表することに対して患者から承諾を得る」や「患者のプライバシー保護」など最低限の項目は遵守してください。

### B. 動物を対象にした研究について

動物に関する倫理規定は、大学や専門学校、研究所などの各研究施設が定める規定に準じることとします。よって、動物を対象とした研究を発表する場合には、各施設で倫理委員会の承認を受けたもののみとします。

不明な点は学術部（ [gakujutu@jsam.jp](mailto:gakujutu@jsam.jp) ）までお問い合わせください。